

生きる力を育む読書

～第3次 津幡町子ども読書活動推進計画～



令和4年3月

津幡町教育委員会

目 次

1	子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方	
(1)	子ども読書活動の意義	1
(2)	国の計画	1
(3)	石川県の計画	2
(4)	津幡町の基本的な考え方	2
2	第2次計画期間における取組・成果	
(1)	家庭・地域	4
(2)	保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園 児童センター	5
(3)	学校	6
(4)	図書館	8
(5)	啓発	10
3	子ども読書活動推進施策	
(1)	家庭・地域	11
(2)	認定こども園・地域型保育・児童センター	13
(3)	学校	15
(4)	図書館	17
(5)	啓発	20
4	財政上の措置	21
	津幡町子ども読書活動推進に関する施策一覧	22
	参考資料	
	子どもの読書活動の推進に関する法律	23

1 子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方

(1) 子ども読書活動の意義

読書は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力を豊かなものにしてくれます。また、そのことが人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション力を高めることにつながります。幼い時期から本に親しむことによって、子どもは本の世界からさまざまなことを学び、心豊かに成長していきます。

子どもの健やかな成長を願い、一人ひとりの子どもが発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境の整備・充実を図っていくことが大切です。

(2) 国の計画

子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、翌年の平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。そして、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国は「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、地方公共団体はこれを基本として「子ども読書活動推進計画」の策定に努め、公表することとしています。また、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。その後、平成20年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が、平成25年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」が、平成30年には「子どもの読書活動に関する基本的な計画（第四次）」が策定され、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進し、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響も鑑みながら読書への関心を高める取組を反映させた施策の方向性を示しました。

(3) 石川県の計画

県は、平成 16 年に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定・公表し、5 年間にわたって県が取り組む子ども読書活動の推進施策の方向性や取組を示しました。平成 21 年には改訂版を策定し、先の基本計画を踏襲しつつ、情報化社会に対応した読書活動の支援、ボランティアの一層の活用などの新たな方向性を示しました。平成 26 年には第三次改訂版を策定し、子どもが自主的に読書に親しむことができるような読書の機会の提供や、学校図書館など「関係機関との連携・協力」の強化に向けた方向性と取組を示しました。

その後、平成 28 年に「第二期石川の教育振興基本計画」を策定し、確かな学力の育成や心の教育・道徳教育の充実を目指して読書活動を推進していく中で、平成 31 年には第四次改訂版を策定し、前計画の課題等を踏まえ、子どもの発達段階に応じた取組や子どもの読書への関心を高める取組の推進、情報環境の大幅な変化が子どもの読書環境に影響を与えている可能性が指摘されている動向を注視し、状況に応じて必要な取組を検討する施策の方向性と具体的な取組を示しています。

(4) 津幡町の基本的な考え方

本計画は、子どもが本の楽しさを自ら発見し、多くのさまざまな読書を通じて社会の一員としての自覚を養い、豊かな人間性と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を目指すため、子ども読書活動を全町的に推進するための方策を示すものです。

本町では、平成 24 年に「生きる力を育む読書～津幡町子ども読書活動推進計画～」を、平成 29 年に「生きる力を育む読書～第 2 次津幡町子ども読書活動推進計画～」を策定し、家庭・学校・地域と図書館が協力して読書活動の推進を行い、さまざまな取組が行われるようになりました。しかし、読書活動は短期間で結果の出るものではなく、継続して取組んでいくことで読書習慣の定着が図られるものです。すべての子どもが今よりも多くの本に出会えるよう、この第 3 次計画においても、前計画における事業の課題を検証し、計画の継続とともに更なる充実を図ります。

基本方針

① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進

日頃から子どもが読書に親しむことができ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう、家庭、学校、地域における連携と相互協力による読書活動を推進します。

② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが気軽にたくさんの本に触れ、読書の楽しさ、奥深さを知ることができるような読書環境の整備、充実に努めます。

③ 読書活動に関する普及・啓発

子どもが読書のきっかけをつかめるような機会の提供や、子どもを取り巻く大人に対しても読書の理解と関心を高めるなど、子どもの読書活動の普及、啓発に努めます。

計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画です。また、町の総合計画である「第5次津幡町総合計画」など関連する他計画との整合性を図ります。

計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

2 第2次計画期間における取組・成果

(1) 家庭・地域

■ブックスタート事業の継続

生後3か月以降の子どもとその保護者を対象に、町立図書館で絵本を手渡し、親子で本と触れ合うことの大切さを伝えながら、図書館の利用案内を行っています。点訳えほん、点字／拡大文字版付きの冊子も用意し、さまざまな親子に絵本に触れる機会を設けています。また、どんな本を選べばよいか、図書館には行きたいが選ぶ時間がないなどの声を受けて作成した、「ピヨピヨ絵本」（赤ちゃん向け絵本のセット）は、多くの問い合わせを受けてセット数を増やし、読書環境の礎となる乳幼児期の子どもに対しての更なる利用につながりました。

■おはなし会、つばたとしょかんキッズの継続

図書館職員やボランティアグループによるおはなし会を定期的に行っています。また図書館主催のイベント参加者を対象に行っているスタンプラリーの実施を継続し図書館利用を促しています。

■図書館貸出カードデザイン変更

図書館貸出カードのデザインを大河ドラマ誘致推進キャラクターとして町民になじみのあるよしなかくん・ともえちゃん・火牛のカーくん・火牛のモーちゃんの絵柄に変更することにより、図書館を身近に感じてもらえるようにしました。



■野々市市立図書館と相互利用協定を締結

野々市市立図書館と相互利用協定を結んだことにより、津幡町に居住する方であれば、野々市市立図書館で資料の貸出などのサービスが利用できるようになりました。町民が自ら利用できる図書館が増えたことにより、より多くの資料に触れる機会を創出することができました。

(2) 保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園・児童センター

■ 保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園年長児の図書館招待

小学校入学前の1月～2月にかけて、町内の全認定こども園（保育園）・幼稚園の年長児を町立図書館へ招待し、おはなし会を行いました。図書館の利用方法やマナーについての紙芝居、大型絵本の読み聞かせや、絵本以外の資料の紹介など、普段図書館で行っているイベントを体験してもらうことで、より図書館を身近に感じてもらえるように努め、図書館利用の促進を図りました。おはなし会の中で紹介した本を借りに保護者と共に来館する子どもも見られ、図書館利用の一助となりました。

■ ひと箱文庫の充実

全国学校図書館協議会が選定した「よい絵本」、および2019年からスタートした「えほん50」※等を参考に50冊を1セットにして、保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園へ宅配しました。園児が絵本を手にとって眺めたり、よみきかせの時間などに活用され、絵本や物語の楽しさと出会う機会を作ることができました。

令和3年度から、0・1・2歳児だけの地域型保育にも対象年齢に配慮した文庫の宅配を開始するなど、従来配達していた本に加え、出版年の新しい本や、赤ちゃん向け絵本などの充実を図り、新たな本と出会う機会を作ることができました。

※ えほん50：2019年からスタートした、1年間に出版された絵本の中から優れた絵本を顕彰する「日本絵本賞」の成果をふまえた絵本リスト



(3) 学校

学校司書の充実

町内の小・中学校では前計画から引き続き、6人の学校司書及び司書資格を持たない学校図書館職員（以下「学校司書等」という。）が配置されています。小学校1人が専任、他5人が兼任し、小学校は拠点校を中心に活動しており、人員の入れ替えに合わせて各校に巡回を行うなど、学校司書等の連携にも力を入れました。学校図書館の環境整備や授業における資料の活用などにより、読書に親しむ機会が増え、子どもたちの読書量の増加につながりました。

ブックリスト「ちいさなほんだな」作成・配布

前計画で作成した町立図書館司書及び学校司書が選んだ小学校低学年、中学年、高学年向けのおすすめブックリスト「ちいさなほんだな」に加えて、中学生向けの「ちいさなほんだな」を新たに作成し、町内全児童・生徒に配布しました。そのことにより、図書館へ来ても何を読んだら良いか分からないという子どもや保護者に本選びの手がかりになりました。

また、検索しやすいように館内の検索機に「ちいさなほんだな」専用のボタンを作り、リストに載っている本の貸出状況がすぐに分かるようになりました。

学校図書館支援の充実

授業で使用する資料の事前準備や、主として国語や社会の授業などで利用が多く見込まれる資料を複数冊購入し、学校図書館のバックアップに努めました。「ちいさなほんだな」掲載の本を全学年分セットで貸出が出来るように購入したところ、読書週間等のイベントに活用する小学校も見られました。

読書ノート「わたしのほんだな」の配布

前計画に引き続き、小学生全員に読書ノートを配布しました。自らの読書記録を付けることで読書意欲が増し、保護者や司書に見てもらうことでコミュニケーションも広がり、読書習慣の定着や図書館の利用促進にもつながりました。また、20冊分記入でき、年度を関係なくしたことで充実感と達成感を得られようになりま

した。

そして、すべて記入した児童には毎月発行の児童向け新着図書案内「としょかんへおいでよ」に名前を掲載することで、さらなる読書意欲向上を図りました。

■ 図書館サポートクラブの実施（土曜学習）

津幡町で実施する土曜学習の一環として、ボランティアの受け入れを行いました。配架やイベントサポートなど図書館の業務を体験することで町立図書館を知ってもらい良い機会が持てました。

■ 学校図書館連絡会の実施

毎月1回町立図書館で連絡会を開催し、意見交換や各学校での取組の情報交換、ブックリストや読書ノート、課題図書などのPOPの作成を共同で行うことにより、町立図書館司書及び学校司書等の連携が深まりました。

■ システム導入

前計画に引き続いて、システム導入準備を行い、平成30年度には全小中学校に学校図書館システムが整備されました。

学校内での貸出・返却・資料管理・貸出数の把握等が行いやすくなったとともに、町立図書館と学校図書館間での資料の貸出・返却・資料情報の共有などもスムーズに行われるようになり、更なる図書館利用の充実につながりました。



(4) 図書館

学校図書館とのシステム連携

前計画から見据えていた町内学校間とのネットワーク構築を実行に移し、町立図書館を中心としたネットワークシステムを構築し資料情報の共有はもとより、町立図書館と学校図書館の間でスムーズな資料貸出が行われるようになりました。

ボランティア講座の継続

子どもたちの読書推進の担い手であるボランティアを養成するため、年に2回のボランティア講座を開催しました。本の選び方や、実際の読みきかせのやり方、書籍の補強補修など、ボランティアの能力向上や養成の機会を継続して設けることができました。

各種イベントの継続

読書推進事業として、定期的に「手づくり絵本教室」を開催し、読書週間には「ミニおはなし会リレー」「おはなし会SP」、夏休み期間には、科学の本に親しむ機会となるよう「科学でビンゴだ！」を実施、年明けにはテーマにあった本を3冊セットにして貸出する「本の福袋」など、さまざまな取り組みを企画・運営し、本とふれあう機会を設けました。

図書館を使った調べる学習コンクールの継続

調べ学習の充実を促し、小学生の「自ら考え、課題を解決する力」や「生きる力」を養うとともに、図書館の利用促進を図るため、「図書館を使った調べる学習コンクール」※を平成27年度より継続して実施しました。事前に「HOWTO調べ学習」を行い、調べ学習の進め方についても講習会を行いました。回を追うごとに参加数も増え、夏休みの宿題としても定着してきており、調べる学習が浸透しつつあると感じています。

※ 図書館を使った調べる学習コンクール：公益財団法人図書館振興財団が主催している公共図書館や学校図書館を使って調べまとめた作品のコンクール

「よい絵本」コーナーの充実

子どもにどんな本を選べばよいかわからないという利用者に向けて本選びの参考になるよう設置している、全国学校図書館協議会が選定した「よい絵本」のコーナーに、同じく全国学校図書館協議会絵本委員会が選定している、「えほん 50」に選定された絵本のリストを加え、コーナーをより充実させました。

「科学コーナー」の充実

新たに、科学道 100 冊※コーナーを図書館入り口正面に新設しました。科学関係のおすすめ資料を科学道、科学道ジュニアあわせて約 200 冊常設し、「科学コーナー」をリニューアルしました。科学や本と出会えるきっかけづくりを行うことで、興味を持ってもらえるよう努めました。貸出も順調で、読書の促進につながりました。

※ 科学道 100 冊：理化学研究所（理研）と編集工学研究所が開始した、書籍を通じて科学者の生き方・考え方、科学のおもしろさ・素晴らしさを届ける事業

ブックリスト「ちいさなほんだな」を O P A C に表示

町立図書館司書及び学校司書が作成した、小学校低学年、中学年、高学年、中学生向けのおすすめブックリスト「ちいさなほんだな」の掲載資料を容易に検索できるように、図書館内 O P A C にまとめて表示できるようにしました。何を読んだら良いかわからないという子どもや保護者の本選びの手がかりになりました。

デジタル絵本の設置継続

「いしかわの森ものがたり」デジタル絵本の寄贈を受け、この電子書籍の閲覧ができるようにしています。これにより、新しい形態の資料に触れる機会の提供の一助になっていると考えます。

児童センターとの連携

文化会館内で隣接する児童センターと共同開催で「お楽しみ新年会」を実施し、としょかんかるたやパネルシアターを行いました。また、毎月カウンターで配布している図書館カレンダーを見

童センターにも配布し普段図書館へ足を運ばない子どもたちにも図書館を知ってもらう機会を作ることができました。

資料の充実と整備

利用が多く傷みの激しい本や、図鑑など情報の古くなった調べもの用資料等の買い替え、外国語の絵本や読み聞かせなどに多く用いられる大型絵本などの収集を積極的に行い、蔵書の充実を図りました。

(5) 啓発

ホームページのリニューアル

津幡町のホームページリニューアルに伴い、町立図書館のホームページもリニューアルし町全体で統一感のあるページになりました。イベント情報が町のホームページと共有され、図書館の利用者以外にも情報が届きやすくなりました。

Facebook 運用の継続

町の公式 Facebook ページで町立図書館のイベント等の案内を発信し、より多くの方に図書館について知ってもらえるように広報活動を継続して行いました。

「としょかんへおいでよ」全児童への配布継続

各学校図書館あてに配布していた町立図書館の新着図書案内「としょかんへおいでよ」の全児童への配布を継続することにより、さまざまな本に出会える機会の提供や町立図書館へ家族で足を運んでもらう機会を促進しました。

新着図書リストの継続作成・配布

町立図書館内及び文化会館入口に設置している、町立図書館に新しく入った本のリストの作成・配布を引き続き行い、読書に親しむ環境づくりを継続しています。

3 子ども読書活動推進施策

(1) 家庭・地域

【現状と課題】

近年、グローバル化の進展や技術革新等により社会構造や雇用環境が急速に変化し、多くのことが予測困難な時代になっています。その中で、子どもたちには変化に向き合い、様々な情報・事象から、自分にとって適切な情報を見極める力が求められています。また、他者への想像力や自らの考えを形成し表現する力を育むために子どもの読書活動の重要性は高まっています。しかし、スマートフォンや各種SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の急速な普及、塾や習い事、家庭学習や部活動などにより、子どもたちが読書に充てる時間は成長するにしたがって減少する傾向にあるといえます。

子どもの読書習慣は日常の中で形成されるものであるため、生活の基本となる家庭で、自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。大人が読書を強制するのではなく、子どもから自発的に興味関心を持ち、知的好奇心を満たすために読書できるよう、サポートすることが大切です。そのためには、今後も保護者自身が読書の意義や図書館利用の重要性をよく理解し、子どもの読書習慣が生活の中に位置づけられ、継続していくように配慮することが必要です。

また、本が身近にある環境は、地域でも支え、整備することも必要です。町立図書館のほか、公民館、児童センターなどにも本は置かれています。これらは子どもが本にふれあう、地域での読書活動の拠点となる可能性のある場所ですが、町立図書館以外は置かれている本の数は少なく、古い本が多いのが現状です。子どもに関わりの深い地域施設と連携することは、子どもの読書活動を地域全体で支えることにつながります。子どもの身近な場所に、新しく魅力ある本を整備し、読書に関心を持つようなきっかけを作り出すことが必要です。そして、これらの施設が連携・協力し、子どもたちが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるように今後も環境を整備していくことが必要です。

【取組】

■ 身近に本がある環境づくり

今後も家庭や地域に向けて、読書の意義や重要性を伝えていくとともに、図書館や地域施設等を利用し、子どもが小さなころから本に接することができるよう、身の回りに本がある環境づくりを推奨します。

■ 読書に親しむ機会への参加促進

図書館、児童センターやその他関係機関で行っている子育て交流事業及び家庭教育講座などへの積極的な参加を促進し、これからも読み聞かせや読書習慣を身に付けることの重要性について理解を促します。今後も地域ボランティアと連携しながらおはなし会などを行い、子どもが本に親しむ機会を提供し、読書の魅力を伝えます。

■ ブックスタート事業の継続

保護者に乳幼児期から読書活動の重要性を理解し実践してもらうためブックスタート事業を継続します。それに伴い、「ピヨピヨ絵本」の貸出を継続し、セットの充実を図ります。

■ 発達段階に応じた資料の提供

「ピヨピヨ絵本」の貸出をはじめ認定こども園や地域型保育（以下「認定こども園等」という。）へのひと箱文庫の貸出、小中学生向けのブックリスト等、発達段階に応じた資料の提供に努めます。

■ 地域施設等における読書に親しむ環境づくり

公民館、児童センター、放課後児童クラブ等地域施設では、子どもたちが本を身近に感じ、自由に読書を楽しむことができるよう、読書コーナーなどの環境づくりに努めます。

■ 研修・活動機会の提供

子どもの読書活動推進に大きな役割を担っているボランティア団体及び地域施設職員に、より一層積極的に読書活動に関わってもらえるよう活動の場の提供を行い、継続して活動するために必要な研修や情報提供に努めます。

(2) 認定こども園・地域型保育・児童センター

【現状と課題】

認定こども園（幼稚園も含む）や地域型保育は、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づき乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。子どもたちは、普段から慣れ親しんでいる保育士や幼稚園教諭に本を読んでもらうことにより、そこで生活を共にしている友達と感動を共有し、本の楽しさを知り、豊かな心が育まれます。また、読み聞かせには潜在的な読書能力を高める効果もあります。園によって蔵書数や図書スペースなどに違いがありますが、各園の実情に合わせ工夫を凝らして行われています。

幼児期における読書活動は、創造力や情緒などを育み、感受性や探求心を豊かにします。また、言葉の習得や文字への興味・関心など言語の基礎を培ったり、図鑑等は遊びを通じた自然体験をつなげることにより、知識を深めたりもします。この時期に、たくさんの良書と出会うことは、読書を習慣化していくうえでとても大切です。そこで、全ての子どもに対して一定水準の良書に触れられる機会を整備する必要があります。また、読書活動が子どもたちの成長に大切なものであることを、今後も保護者に積極的に伝えることで、認定こども園等での読書体験が家庭での読書につながっていくことが期待されます。

【取組】

■ 読み聞かせ等の充実

読み聞かせや紙芝居等をカリキュラムへ取り入れ、積極的に実施するなど、子どもたちが本の魅力に気づき、絵本や図鑑、物語など本の楽しさと出会うための多様な機会を提供します。また、図書館と連携し、ひと箱文庫や団体貸出などの積極的な利用により、読書に親しむ機会を増やします。

■ 図書館招待事業の継続

認定こども園の年長児の図書館招待を継続して行い、図書館の使い方や楽しさを知ると同時に、本や図書館をより身近なものに感じてもらえるよう努めます。

ボランティアの受け入れ

図書館との連携や、読み聞かせボランティアの積極的な受け入れなどを継続して行い、子どもたちが絵本や図鑑、物語等に親しむ機会が多様になるよう促します。

保護者へ読書活動に対する重要性の理解促進

保護者に対しても引き続き、絵本の魅力や読書習慣を身に付けることの大切さ、家庭での絵本の読み聞かせが子どもの発達にとって大事な役割を担っていることを伝え、家庭での積極的な読書を促します。また、本の選び方、絵本等の読み聞かせの方法など、各種情報をさまざまな機会を利用して伝えていきます。

職員研修会の実施

幼児期の読書活動の重要性、本の選び方や絵本などの読み聞かせ方法等について理解をさらに深めるため、今後も各種研修への積極的な参加を促進し、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の意識や技能を高めるように努めます。

図書の充実及び読書環境の整備

今後も、絵本・図鑑・紙芝居などの質と量に配慮し、傷みのはげしい本の買い替えや発達段階に応じた図書を選定し、蔵書の充実に努めます。

また、読書活動を身近なものとして感じられるように、子どもたちが自由に本を手に取り、落ちついて読むことができるスペースを確保し、そのような雰囲気づくりにもより一層努めます。

(3) 学校

【現状と課題】

子どもたちが日常生活の大半を過ごす学校は、子どもにとって学習や体験の場であり、また、たくさんの児童・生徒らがふれあい、豊かな知性と情緒を育てていく場であるといえます。授業や総合的な学習で読書指導や資料を活用した教育が行われ、子どもたちが主体的に本にふれあう朝の読書などの時間も徐々に確保されるようになり、学校は読書習慣を確立し、読書の幅を広げていく上で大きな役割を担っています。

現在は、小学校9校、中学校2校のすべてに兼任の学校司書等が配置され、拠点校を中心に蔵書管理、図書利用に関する学習支援などさまざまな活動を展開しています。人員の入れ替えに合わせて各校に巡回を行うなど、職員間の連携にも力を入れています。しかし、小学校・中学校ともに兼任のため、司書教諭との密な連絡が難しい状況でもあります。また、会計年度任用の学校司書等が大半を占めるため、限られた時間の中での勤務は難しいものがあります。

【取組】

■ 読書習慣の確立と自主的な読書活動の支援

「朝の読書」や「家庭読書」の推進とさらなる充実を図ります。学年に合わせたおはなし会の開催、校内で設定した読書週間・月間中の読書まつりなど、読書関連行事を実施し、自主的な読書活動支援に努めます。

■ 情報リテラシーの育成と図書館活用

図書の分類と配列、情報の探し方、百科事典や辞書など資料の使い方等について理解を深め、将来にわたる図書館利用の基礎となる情報リテラシー（情報活用能力）を、育成するための指導を行います。また、学校司書等は司書教諭と連携し「読書指導計画」に沿って、授業充実のための資料提供や子どもたち一人ひとりの読書活動の更なる促進に努めます。

環境整備の推進

明るく落ち着いた空間づくりに努めるとともに、利用しやすい図書の配列、室内レイアウト・図書の紹介や展示コーナー等の工夫を凝らし、自然に足を運びたくなるような図書館の環境整備をより一層推進します。

家庭・地域との連携

保護者等に向けて、子どもたちへの読み聞かせや学校図書館の環境整備等への積極的な参加を呼びかけ、家庭や地域と連携した活動が行えるように働きかけます。

読書活動及び学習活動を支える蔵書の充実・整備

子どもの発達段階に応じた豊かな読書活動や、主体的な学習活動を支えるために、蔵書の量的・質的な整備を行い、充実を図ります。

学校司書の充実

司書教諭と連携し授業充実のための資料提供実施、子どもたち一人ひとりの読書活動のさらなる促進や学校図書館の充実を図るため、小学校・中学校に専任の学校司書の配置をめざします。

学校図書館システム及びネットワークの活用

学校図書館システムを活用し、資料の管理や充実した統計資料の作成、貸出・返却作業や資料検索の効率化を図ります。学校図書館ネットワークを活用し、町立図書館との連携による図書資源の有効活用を推進することで、さまざまな学校図書館の機能の充実を支援します。

「学校図書館支援センター」設置調査継続

並行読書など必要な資料の充実を図り、かつスムーズな学校間資料配送の実施など、学校図書館を支援する「学校図書館支援センター」の設置について調査研究を進めます。

(4) 図書館

【現状と課題】

子どもの多様な要求に応えられるようにさまざまな資料を提供し、読書や調べ学習への支援、おはなし会やブックスタート事業などを継続して行っています。また、町内学校図書館とのネットワークシステムを構築し、資料情報の共有はもとより、各学校図書館とのスムーズな資料貸出が行われるようになりました。そして、各種ブックリストの配布など、本に親しむきっかけとなる事業も続けています。その他、館外へのサービスとして、団体貸出や職場体験の受け入れ、児童ボランティア活動の実施など、子どもたちが図書館や資料に接する機会を提供しています。現在児童書の蔵書数は、およそ4万5千冊あり、図書全体の約30%に当たります。

今後も継続的に、多くの人に使ってもらえるような魅力ある図書館とするために、変化する社会に対応できるよう資料・情報の収集と整理・保存を進めていく必要があります。また、読書活動に関連した各種行事を行い、来館する人たちへのサービスだけでなく、図書館を利用しない人たちへも広く読書の楽しさや情報を発信していく必要があります。その他、専門的な知識を有する司書の配置、職員体制の充実と研修による資質の向上も必要です。さらに、子どもの読書活動を推進するボランティアグループ等の支援や研修機会の提供を行うことも求められています。

これらを踏まえ、家庭地域、学校等関係機関への支援や協力体制の充実など連携強化を図り、子どもを取り巻く読書環境の整備が必要となってきます。

【取組】

■さまざまな本に出会える機会の提供

読書へのいざないとなるおはなし会やブックトーク※をさらに充実させ、C I R（国際交流員）等の協力を得て、多言語での読み聞かせを行うなど、幅広い読書活動を展開し、発達段階に応じたさまざまな本と出会えるきっかけづくりを通して、本への親しみや関心を高め、図書館利用を促すことで、読書活動の推進を図ります。また、さまざまな本の紹介を目的に、企画展示を積極的に行い、資料の活用を図ります。

※ ブックトーク：本への興味を引き出すような工夫を凝らして、テーマに沿って何冊かの本の内容を紹介する活動

団体貸出の充実

認定こども園・学校等関係機関、地域施設やボランティア等への団体貸出を積極的に行い、子どもたちがより身近に良い本に接し、親しむことができるよう整備するとともに、今後も調べ学習の一層の促進に向けて、貸出冊数や期間を考慮して読書活動を支援していきます。

遠隔地へのサービス強化

町立図書館へ直接本を借りに来られない人のために、求めに応じて、職員やボランティアを派遣し、おはなし会・ブックトーク等を行います。また、民間宅配業者を利用しての図書有償宅配サービスの構築を検討していきます。

職員研修の充実

レファレンスサービス※の強化や子どもの発達段階に応じた資料提供等の充実のため、職員研修を積極的に行い専門知識の習得に努めます。

※ レファレンスサービス：情報要求を持っている図書館利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように図書館員が援助するサービス

図書館見学や職場体験等の積極的な受け入れ

認定こども園・学校等関係機関からの求めに応じて、町立図書館の説明や館内の案内を行い、図書館に対しての理解を深めてもらうよう積極的な受け入れを継続して行います。また、図書館サポートクラブや中学校・高等学校等からの求めに応じて職場体験等を積極的に受け入れることで、図書館に足を運ぶ中で親しみを持ってもらえるよう努めます。

■ 学校図書館との連携・協力

子どもの読書活動を推進するうえで、町立図書館と学校図書館との連携・協力はとても重要です。学校図書館の充実を図るため、学校図書館への団体貸出や学校図書館連絡会などを通して学校司書等との連携・協力を推進します。また、学校図書館連携システムを活用しスムーズな資料貸出等を継続して行います。

その他、民間宅配業者を利用した資料配送システムの構築を検討していきます。

■ ボランティアの養成と活動の支援

子どもたちの読書推進活動の担い手であるボランティアを養成するため、定期的な講習会を開催し、ボランティアに関わるさまざまな相談を受けるなど、継続的な活動をめざし今後も支援していきます。

■ さまざまな子どもたちへのサービスの充実

障害のある子どもや外国の子どもなど、さまざまな子どもたちが読書を楽しむことのできる環境づくりに努め、点字資料やユニバーサル絵本※1、LLブック※2や外国語資料などの充実を図り、スムーズな図書館利用ができるよう資料やサービスに配慮し、読書活動を支援します。

※1 ユニバーサル絵本：障害の有無にかかわらず、多くの人を楽しめるよう工夫された絵本。挿絵部分に立体印刷が施されていたり、点字が併記されている絵本、触れて楽しむ布の絵本等がある。

※2 LLブック：読むことに困難を伴いがちな青年や成人等を対象に、生活年齢にあった内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。

■ 情報活用能力向上のための支援

これからの情報化社会を生きる子どもたちにとって、さまざまな情報を読み解く力や図書館を使いこなせる力を身に付けることは、今後ますます必要になります。子どもの情報活用能力向上のために、今後も図書館の利用案内や「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催、調べ学習の資料提供等に努めていきます。

■ 新たな読書環境への対応

近年、急速に発展、普及している電子媒体による資料は、特別な支援の必要がある子どもや来館が困難な子どもの読書活動を支援するツールとしても有効です。インターネットなどの情報メディアと子どもの読書のあり方について注視しながら、電子媒体による資料の活用について検討していきます。

■ 魅力ある図書館づくり

来館のきっかけとして、親子で楽しめるおはなし会やイベントに参加してスタンプを集める「としょかんキッズ」等の充実を図ります。また、学校と連携した成果物の展示や、ブックリストやしおりの配布など、図書館利用促進に向けた各種取組の実施に努めます。

■ 資料の充実と整備

前述のさまざまな支援を継続的に行うために必要な資料の充実に努めます。乳幼児からヤングアダルトまで、年齢に応じた資料を、買い替えも含め、良書を中心に魅力的な資料の充実に努めます。また、調べ学習に対応した資料や郷土資料、外国語資料などの収集に努め、電子媒体による資料については今後の推移に十分留意し、多様な資料の収集に努めながら蔵書の一層の充実を図り、収集した資料をより見やすく、手に取りやすいように配慮し配架します。そして、地域施設やボランティアなどに対し団体貸出を充実させるよう学習文庫等の資料の整備に努めます。

(5) 啓発

【現状と課題】

リニューアルした町立図書館ホームページ、町の公式SNS (Facebook, Twitter) や広報などを通して、図書館の情報を発信しています。また、「読書週間」を中心にイベントを行い啓発に努めています。

子ども読書推進活動を進めていくには、読書活動の意義や重要性を広く関係機関に理解してもらう必要があります。町全体で子どもの読書に対する理解と関心を深め、子どもの読書活動を推進していくためにも関係機関と相互に連携しての啓発広報活動は今後も欠かせないものです。

【取組】

■「読書週間」を中心とした啓発・広報活動

「読書週間」、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「石川県子ども読書月間」を中心に、図書館、認定こども園・学校等関係機関、その他読書活動に取り組む団体等が連携して、おはなし会や企画展示を行うとともにポスターやリーフレットを配布し読書活動を推進します。

■子どもの読書に関する情報の収集・提供

図書館、認定こども園・学校等関係機関、その他読書活動に取り組む団体等が行っている行事やボランティアなどの各種情報を、関連機関が連携協力し積極的に収集するとともに、ホームページや「としょかんへおいでよ」などに掲載し広く提供します。

■優良図書の紹介

町立図書館司書及び学校司書で作成した「ちいさなほんだな」をはじめ、国や県、読書活動団体などが作成した優良図書リストやおすすめ本リスト等を積極的に収集し、図書館内で閲覧出来るようにするとともに、図書館や学校、関係機関に配布するなど、読書活動がより活発化するよう、普及・啓発に努めます。

■広報の充実

図書館だより、新着図書案内、学校だより、広報、ホームページ、公式SNS（Facebook, Twitter）等を活用し、行事のお知らせや利用案内等が容易に検索できるよう、情報発信に努めます。また、関係機関との連携により、さまざまな機会を利用し、読書活動の魅力について幅広く発信します。

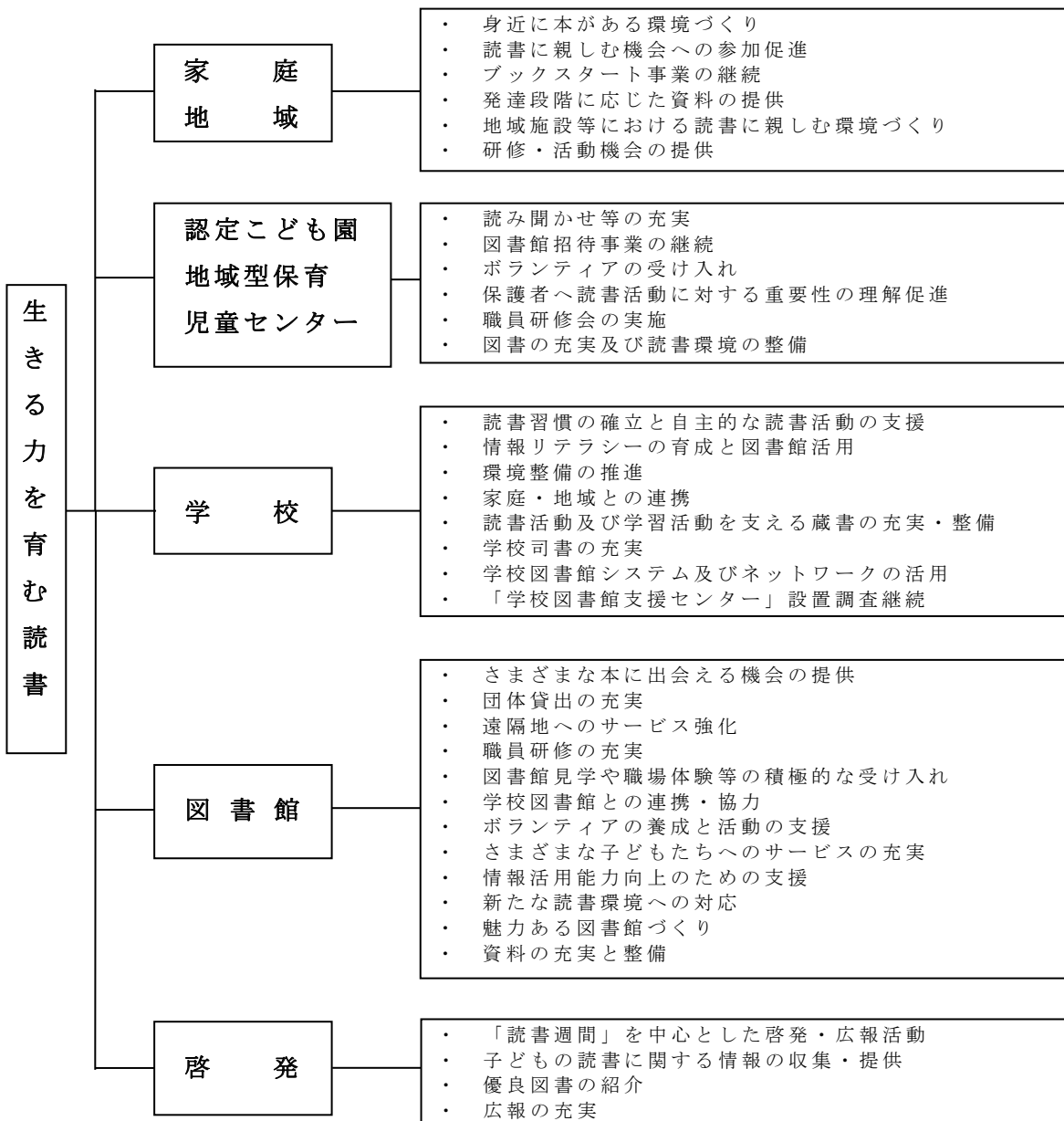
4 財政上の措置

この計画を推進するにあたり、財政上の措置を講ずるよう努めます。

津幡町子ども読書活動推進に関する施策一覧

基本方針

- ① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進
- ② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- ③ 読書活動に関する普及・啓発



子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成13年12月12日公布・施行

生きる力を育む読書
～第3次 津幡町子ども読書活動推進計画～

令和4年3月
津幡町教育委員会生涯教育課
〒929-0342
石川県河北郡津幡町北中条3丁目1番地
電話 076-288-2125 F A X 076-288-8527

お問い合わせ

津幡町立図書館
電話 076-288-2126 F A X 076-288-8440

